

2026年5月26日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 コ ラ ボ ス
代 表 者 名 代表取締役社長 茂木 貴雄
(コード：3908 東証スタンダード)
問い合わせ先 代表取締役副社長 青本 真人
(TEL. 03-5623-3473)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2026年5月26日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2026年6月19日開催予定の第25回定時株主総会へ付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社は、本日付「監査等委員会設置会社への移行及び執行役員制度の導入に関するお知らせ」にて開示のとおり、取締役会の監督機能を強化し、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るとともに、業務執行における意思決定の機動性と柔軟性の向上を図ることで、さらなる企業価値の向上を目指すため、2026年6月19日開催予定の第25回定時株主総会での承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 今後の事業展開の促進及び経営基盤の充実強化に備えるとともに、コーポレート・ガバナンス体制の強化を目的として、取締役の増員が可能となるよう取締役の員数の上限を8名から11名に増員するものであります。
- (3) 上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2026年6月19日(金)(予定)
定款変更の効力発生日	2026年6月19日(金)(予定)

以上

【別紙】定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u></p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、8名以内とする。 (新 設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2. (条文省略) 3. (条文省略) (新 設)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新 設) (新 設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。 2. (条文省略) 3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集の通知は各取締役及び各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。 2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削 除) (3) <u>会計監査人</u></p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、8名以内とする。 2. <u>当社の監査等委員である取締役は3名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u> 2. (現行どおり) 3. (現行どおり) 4. <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、取締役会の決議によって、<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、代表取締役を選定する。 2. (現行どおり) 3. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集の通知は各取締役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。 2. 取締役全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p>

第 27 条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(新 設)

(取締役会の議事録)

第 28 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役の報酬等)

第 29 条 取締役の報酬等は株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 30 条 (条文省略)

第 5 章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第 31 条 当社の監査役は、3名以内とする。

(監査役の選任)

第 32 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。
2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 33 条 監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
3. 当社は、会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。

(常勤監査役)

第 34 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 27 条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 28 条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第 29 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役の報酬等)

第 30 条 取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 31 条 (現行どおり)

第 5 章 監査等委員会

(削 除)

(削 除)

(削 除)

(削 除)

(監査等委員会の招集通知)

第 35 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(新 設)

(監査役会の決議の方法)

第 36 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第 37 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役会規程)

第 38 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第 39 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 40 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

(新 設)

第 41 条～第 42 条 (条文省略)

(会計監査人の報酬)

第 43 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 44 条～第 47 条 (条文省略)

(新 設)

第 32 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第 33 条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第 34 条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

(監査等委員会規程)

第 35 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

(削 除)

(削 除)

(常勤監査等委員)

第 36 条 監査等委員会は決議により常勤の監査等委員を選定することができる。

第 37 条～第 38 条 (現行どおり)

(会計監査人の報酬)

第 39 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 40 条～第 43 条 (現行どおり)

(附則)

第 1 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 25 回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。